

十四番 寺沢 さゆりでございます。

私から、本市議定会定例会におきまして、総務委員会に付託されました諸議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております総務委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第二百二十号 平成二十五年長野市一般会計補正予算、債務負担行為補正、変更のうち、五 市役所第一庁舎・長野市民会館建設事業費に関連して申し上げます。

市役所第一庁舎・長野市民会館建設事業については、本年の八月臨時会における議決を経て九件の工事請負契約が締結され、現在、第一工区の工事が行われております。

本市議会では、平成二十四年三月定例会において、建設に際しては、極力、代表会社を含め市内企業に発注するよう努力する旨の請願を採択し、市では分割発注などで市内企業への発注を実施しておりますが、併せて下請事業者についても地元企業が採用されるような配慮を要望いたしました。

次に、地域振興部の所管事項について、二点申し上げます。

一点目は、支所機能の充実、強化についてであります。

市長は、自ら各支所などを訪問し、地域住民や支所職員との意見交換により生の声を聴くとともに、支所長にも積極的に地域の宣伝や住民との語らいを深めるよう指示したとのことでありました。また、支所機能の強化策の一つとして、支所長の権限を高めることを検討するとのことでありました。

支所管内の事業に関する予算措置など財政面を含めた支所長の権限強化により、支所機能の充実、強化が図られるとともに、各地域における課題を支所長が把握し、市民が何を望んでいるかを十分に把握しながら、地域性に応じた新たな事業を展開していくことは、市民に喜ばれる支所づくりにつながってまいります。

そこで、これまでの慣例にとられない支所の在り方について検討することを要望いたしました。

二点目は、中山間地域の活性化についてであります。

来年度から導入を予定している地域おこし協力隊については、市内五地区で十人を受け入れるよう準備を進めるとともに、やまざとビジネス支援補助金事業については、来年度の事業募集を、年度当初からの事業展開ができるよう今月十六日から始めるなど、事業の積極的な推進が図られているところであります。

地域おこし協力隊員の募集に当たっては、全国の自治体と競合することになること

から、受入れ地域の意向に沿った有能な隊員の獲得のため、ホームページ等を活用した効果的な方法により、魅力ある事業として募集に関する情報を発信していく必要があります。現在、ホームページを作成中とのことでありますので、今後の成果に期待するとともに、やまざとビジネス支援補助金事業については、住民自治協議会との連携の調整や、支所を支援していくような取組を要望いたしました。

次に、総務部の所管事項について申し上げます。

市では、今日二日に、市民はお客さまプロジェクトをスタートさせ、毎朝、挨拶の唱和などの行動を伴った取組が行われております。職員が以前より大きな声で挨拶をするようになってきており、市役所が明るくなったと感じております。

職員の接遇力の向上は、市民満足度の向上につながるものであることから、様々な工夫により継続した取組として定着させるよう要望いたしました。

次に、消防局の所管事項について申し上げます。

この度、本市消防職員が懲戒免職となる不祥事が発生しました。市民から信頼されるべき本市職員においてあつてはならないことであります。このところ市職員の不祥事が続いておりますが、不祥事は、全職員に対する市民からの信頼を揺るがしかねないものであり、大変憂慮すべき事態であります。

今後は、不祥事撲滅に向けて、常日頃からの職員相互の啓発や所属長等による管理監督、指導等を徹底するとともに、不祥事発生の予兆を見逃さずに対処していくよう要望いたしました。

次に、財政部の所管事項について、二点申し上げます。

一点目は、市長の公約実現のための財政面での配慮についてであります。

市では、平成二十六年度に多くのプロジェクト事業が完了し、市債残高は平成二十八年年度には財政推計上最大になると見込んでいます。そのため、優先施策に重点的に財源を配分すべく、投資的経費については一律十パーセントカットを要求の基準として来年度の予算編成を行っております。

市長は、中山間地域の活性化を公約の大項目に掲げておりますが、公約実現のためには、中山間地域における道路改良等の資本整備が引き続き必要であり、それに伴う予算の裏付けが必要です。

そこで、市長の公約実現に向けた財政面での配慮を要望いたしました。

二点目は、小規模工事の契約についてであります。

本市では、工事請負契約において、一者の見積りにより契約が可能な随意契約の要件を、予定価格が五十万円以下の工事としております。小規模工事により対応可能と思われる事例は多くありますが、予定価格が五十万円を超える場合は、設計や入札の事務手続等に時間が掛かり、迅速な対応が図れないといった現状が見受けられます。

そこで、消費税率の引上げに合わせ、随意契約の範囲を拡大し、地域の要望に応え

られる体制を整えるよう要望いたしました。

続いて、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第十六号 特定秘密保護法に反対する請願及び請願第十七号 特定秘密保護法に反対する請願について申し上げます。

以上、二件の請願につきまして、一括して審査を行いました。また、審査に当たっては請願第十七号の請願者を参考人として出席を得て、請願の提出理由について意見を聴いた上で審査を行いました。

まず、採択すべきものとして、「内閣が監視機関として考えている第三者機関は、全て政府内に設置されるものであり、法律にある三十六のその他の項目により拡大解釈されるおそれがある。長野市議会の良識として、知る権利等に代表される基本的人権を制限、侵害していく法律は必要がないという認識を示すことを望みたい。特定秘密として指定される範囲や、恣意性の排除をどのようにしてやるのかなどが不明確である。特定秘密として厳罰をかけなければ国家運営ができないのかどうかという点を考えると、戦後、六十八年という経過を見てもその必要があるのか疑問視される。国会においても、重要法案にもかかわらず短期間での審議であり、時間を掛けて再検討していく必要があるのではないか。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「情報管理が難しい時代において、日本が世界中で、重要な情報であっても共有してもらえないようなしつかりとした国家として成り立っていくために、この法律は必要である。世界で、安心して、平和に暮らせる環境をつくるために必要なことは、お互いに情報を共有することである。運用については、第三者機関を含めて慎重に審議してもらいたい。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、それぞれ採決を行ったところ、いずれも、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、請願第十八号 消費税の軽減税率制度の導入を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「本市議会では、新聞等への消費税軽減税率適用を求める意見書を国に提出している。低所得者や生活に困窮している人たちに直接影響のある部分については何とかしていかなければいけない。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「消費税が、本来の目的に照らした税の徴収及び執行に至っていない現実に鑑みて、この請願には賛同できない。市民からすれば、増税に伴う軽減税率の導入ではなく、廃止又は延期をしてほしいというところが実態だと思う。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。